

公益社団法人上牧町シルバー人材センター正会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人上牧町シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

正会員	2,000円(年額)
特別会員	2,000円(年額)
賛助会員	2,000円(年額)

(会費の免除)

第3条 正会員のうち、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第4条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。

2 ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、2箇月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第5条 前2条に規定する会費は、毎事業年度における合計額の、50%以上を当該年度の公益目的事業(実施事業等)に使用する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。